## アジア・知財の現場を歩く (第5回)



黒瀬IPマネジメント 弁理士 **黒瀬 雅志** (東京理科大学大学院イノベーション研究科客員教授)

## ベトナム

## —AEC、TPPの影響—

AEC(ASEAN経済共同体)の成立、TPP(環太平洋経済連携協定)の合意などにより、ベトナムの産業構造が急速に変化する様相を見せている。ベトナムでは、「チャイナ・プラス・ワン」の流れを受け、サムソン携帯電話の世界最大の組み立て工場建設など、日本、中国、韓国などから、部品、原材料を輸入し、それを加工組立して欧米などに輸出する、加工輸出型産業が成長している。今後は、とりわけTPPの合意を受け、縫製分野での輸出拡大に対する期待が大きい<sup>1</sup>。縫製原材料を中国などに依存する構造を、自国生産に転換するという課題<sup>2</sup>は簡単には解決しそうにはないが、ミシン業界、染色メーカーなど、関連する海外企業の投資が増加している<sup>3</sup>。

また、二国間あるいは多国間の経済連携協定(EPA)の成立、高速道路網の整備などにより、アジアにおける生産・分業ネットワークが急速に進展しているが、ベトナムもその影響を受け、生産財、完成品の物流にも大きな変化が起きている。

このような環境における、ベトナムの知的財産制度の現状と今後の課題を確認するため、ホーチミン市とハノイ市を訪問した。

## NOIP (ベトナム知的財産局)

筆者は、1992年に初めてNOIPを訪問して以降、数年おきに訪問しているが、NOIPの所在地は当時と全く変わっていない。しかし、訪問するごとに内装がリニューアルされ、また敷地内に新たな建物が建設されるなど、ベトナム政府による知的財産業務が少しずつ改善されていることを感じる。今回も、1階の受付付近が拡張され、より近代化されたと共に、中層の事務棟が新しく建てられていた。NOIPの建物内での移動は比較的自由であり、会議室に案内される間、一人で

<sup>1 「</sup>TPPのインパクト」ジェトロセンサー 2016年 3 月号

<sup>2</sup> Yarn Forward Rule:繊維製品が原産品と認められるには、紡ぐ、織る、縫製の3つの工程を、原 則TPP締約国内において行わなければならない。繊維、糸、生地などについても域内産の使用条件が 定められている。

<sup>3</sup> JETROホーチミン事務所でのヒヤリング